

報道関係者各位

令和6年8月30日

「舞鶴市危険住宅等土砂災害対策改修支援事業補助金」の創設について

災害に強い「安全で安心なまちづくり」の取組として、土砂災害特別警戒区域内の住宅の安全性を確保するために行う土砂災害対策改修に係る経費の一部を補助する「舞鶴市危険住宅等土砂災害対策改修支援事業補助金」を創設しましたのでお知らせいたします。

1 補助金概要

(1) 補助金名 舞鶴市危険住宅等土砂災害対策改修支援事業補助金

(2) 補助対象者

危険住宅等(※)を所有し、または借り受けており、市税を滞納していない方

【(※)「危険住宅等」の定義】

市内に存する居室を有する建築物で、次のいずれにも該当するもの

- ・土砂災害特別警戒区域に存するもの
- ・同区域に指定された際に存していたものまたは建築の工事中であったもの
- ・建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していないもの
- ・現に居住の用に供されているもの

(3) 補助対象事業

危険住宅等の土砂災害対策改修を行う事業

(土砂災害に対して安全な構造となるよう行う危険住宅等の外壁又は塀の改修、設置などで、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させるもの)

(4) 補助金額等 補助対象事業に要する工事費の33%(上限1,089,000円)

(5) 申請方法 補助金交付申請書類を舞鶴市住宅課へ提出

(6) 受付期間 令和6年9月2日(月)から

※年度内に工事完了の上、実績報告書類の提出が必要

※予算額に達し次第、受付を終了いたします。

(7) 補助金に関するお問合せ先

舞鶴市建設部住宅課

【TEL】0773-66-1050

【FAX】0773-62-9894

【Mail】jutaku@city.maizuru.lg.jp

2 予算等

令和6年度当初予算 2,240,000円



SDGs 未来都市

舞鶴市 住宅課(担当:有田、新宮)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1050、FAX:0773-62-9894

E-mail:jutaku@city.maizuru.lg.jp